

協議第 9 号

地域審議会等の取扱いについて

平成 1 7 年 2 月 2 3 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

調 整 方 針 (案)

平成 1 7 年 月 日確認

参 考 (現 況 等)

1 地域審議会、地域自治区及び合併特例区の概要

区分		地域審議会	地域自治区		合併特例区
根拠法令		合併特例法第 5 条の 4	地方自治法第 202 条の 4	合併特例法第 5 条の 5	合併特例法第 5 条の 8
目 的		合併の懸念や不安を払拭するため、合併後の市町村の施策全般に関し、きめ細やかに住民の意見を反映できるよう設置	地域住民の意見を行政へ反映させるとともに行政と住民との連携の強化を目的として設置 (住民自治の強化)		地域住民の意見を行政へ反映させるとともにその地域の一定の事務を処理し、住民の利便性の向上を図ることにより合併市町村の円滑な一体性の確立に資するために設置
組 織	法人格	法人格を有しない(長の付属機関)	法人格を有しない		法人格を有する(特別地方公共団体)
	事務所	—	事務所の位置,名称,所管区域は,条例で定める	事務所の位置,名称,所管区域は,合併関係市町村の協議で定める	事務所の位置は,合併関係市町村の協議で定める 職員は合併関係市町村職員の中から長の同意を得て区長が任命
	事務所の長	—	事務所の長は,事務吏員をあてる	事務所の長は,事務吏員をあてる。ただし,合併関係市町村の協議により事務所の長に代えて合併市町村の長が選任した特別職の区長がおける(任期:2年以内)	区長は合併市町村の長が選任し,特別職とする(任期:2年以内) 助役又は合併特例区の区域を所管区域とする支所等の長を兼務可能
設置区域		1又は2以上の旧市町村単位で設置できる	新市の全区域を対象に,市町村内の一定の区域に設置できる	1又は2以上の旧市町村単位で設置できる	1又は2以上の旧市町村単位で設置できる
設置方法		合併関係市町村の協議により定め,各市町村議会の議決を経て設置	市町村が条例により設置	合併関係市町村の協議により,議会の議決を経て設置	合併関係市町村の協議により定め,各市町村議会の議決を経て県知事の認可を受けて設置
設置期間		合併関係市町村の協議で定める期間(建設計画を考慮し,概ね10年)	特に定めはない	合併関係市町村の協議で定める期間	合併関係市町村の協議により,規約で定める期間(5年以内)

参 考 (現 況 等)

区分		地域審議会	地域自治区		合併特例区
組 織	名称	地域審議会（規約で定める）	地域協議会（条例で定める）		合併特例区協議会（規約で定める）
	権限	1 合併市町村の長の諮問に応じて審議 ・市町村建設計画の変更 ・市町村建設計画の執行状況(定期的) ・地域振興のための基金の運用 ・基本構想,各種計画の策定・変更等 2 必要に応じ合併市町村の長への意見 具申 ・市町村建設計画の執行状況(随時) ・公共施設の設置・管理運営 ・福祉・廃棄物処理等の基本的な計画の 策定・実施状況	1 市町村長又は市町村の諮問に応じて審議 ・地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項 ・市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域 内の住民との連携強化 2 地域自治区の区域に係る重要事項について意見 具申		1 特例区が処理する事務及び施策の実施 に関し,合併市町村の長又はその他の機関 若しくは合併特例区の区長の諮問に応じ て審議し,意見具申 2 規約で定める特例区の区域に係る重要 事項に対する意見具申
	事務 執行	—	市町村の事務を分掌し,区域住民の意見を反映して 処理 ・地域福祉,環境保全,道路・施設の管理,地域防災 など		規約で定める事務を処理 ・合併関係市町村で処理されていた事務で, 一定期間特例区で処理することが効果的 であるもの(課税権,起債権はない。地方交 付税対象外。特例区規則を制定できる。) ・その他特例区が処理することが必要な事務 (公共施設管理,地域振興イベントなど)
	構成員	合併市町村の協議で定める	区域内の住民から市町村長が選任（任期は４年以内 で無報酬とすることができる）		区域内の住民から規約で定める方法により 合併市町村長が選任(任期：４年以内)
財源		なし(長の諮問機関であり,直接事務事業 を執行することはない)	市町村が必要な予算を確保		市町村からの委譲財源で運営(予算・決算を 作成)
住居表示		—	—	地域自治区の名称を冠する (例：〇〇市△△区□□町)	合併特例区の名称を冠する (例：〇〇市△△区□□町)

参 考 (現 況 等)

2 地域審議会、地域自治区及び合併特例区が設置される一般的なケース

- (1) 規模の大きな市や町と、その周辺にある小さな町村が合併する場合に、旧町村区域に設置。
- (2) 合併前の市町村数が多く、合併後の新市において旧市町村の議会議員数が極端に少なくなるような場合。
- (3) 合併後の新市の面積や地形等から、新市のまちづくりを分けて考えないとならないような場合。

3 地域審議会、地域自治区及び合併特例区の設置を検討する際の留意事項

- (1) 旧市町村意識が温存され、新市としての一体感の形成を阻害する要因にならないように考慮する必要がある。
- (2) 地方自治法による地域自治区は、合併後においても必要性に応じて設置できる。
- (3) 法人格を有する合併特例区は、設置期間が短期間である。(5年間)
- (4) 地域自治区及び合併特例区は事務を煩雑にする場合がある。

4 関係法令(抜粋)

(1) 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(地域審議会)

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(地域自治区の設置手続等の特例)

第5条の5 市町村の合併に際しては、地方自治法第202条の4第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする同項に規定する地域自治区(以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。)を設けることができる。

2 市町村の合併に際し、合併市町村の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第202条の4から第202条の8までの規定により条例で定めるとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものと

参 考 (現 況 等)

する。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第1項及び第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(合併特例区)

第5条の8 合併市町村において市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であった地域の住民の意見を反映しつつその区域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もって合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村であった区域をその区域として、合併特例区を設けることができる。

2 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)

(地方公共団体の種類)

第1条の3 地方公共団体は、普通地方公共団体と特別地方公共団体とする。

2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

3 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団とする。

(委員会・委員及び附属機関の設置)

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規定を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条令の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会、その他の調停、審査、諮問、又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(地域自治区の設置)

第202条の4 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は条例で定める。

3 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもって充てる。

4 第4条第2項の規定は第2項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第175条第2項の規定は前項の事務所の長について準用する。

参 考 (現 況 等)

5 先進地事例

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	協 議 の 内 容
平成 1 7 年 2 月 1 日	城里町 (23,000 人)	常北町, 桂村, 七会村	現在ある行政区長会等の自治組織を充実させ, 地域の意見が行政に反映されるシステムを構築し, 地域審議会は設置しないものとする。
平成 1 7 年 2 月 2 2 日	坂東市 (58,673 人)	岩井市, 猿島町	市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく地域審議会を合併前の 1 市 1 町の区域ごとに設置する。 地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については, 別紙「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。
	稲敷市 (51,284 人)	江戸崎町, 新利根町 桜川村, 東町	合併特例法第 5 条の 4 第 1 項に規定する地域審議会は, 設置しないものとする。
平成 1 7 年 3 月 2 8 日	筑西市 (116,120 人)	下館市, 関城町 明野町, 協和町	合併特例法第 5 条の 4 第 1 項に規定に基づく地域審議会は, 設置しないこととする。
	かすみがうら市 (51,284 人)	霞ヶ浦町, 千代田町	合併特例法第 5 条の 4 第 1 項に規定に基づく地域審議会は, 設置しない。
平成 1 7 年 9 月 2 日	行方市 (41,465 人)	麻生町, 北浦町 玉造町	地域審議会, 地域自治組織の取扱いについては, いずれも設置しない。
平成 1 7 年 1 0 月 1 日	桜川市 (50,334 人)	岩瀬町, 真壁町 大和村	住民の意見が行政に反映されるよう区長会等の組織を充実させ, 地域審議会を設置しないものとする。